

農業における大阪府環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

第1 目的

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法第37号。以下「法」という。）に基づく、「環境負荷低減事業活動の実施に関する計画」または「特定環境負荷低減事業活動実施計画」（以下「実施計画」という。）の認定等に関し、法ならびに「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令」（令和4年農林水産省令第四十二号）、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）および「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（4環バ161号。以下「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 申請者の資格

本要領に基づき、実施計画の認定を申請することができる者は、大阪府内で耕種農業を営む者であり、かつ、環境負荷低減事業活動の促進に関する大阪府基本計画2（2）の環境負荷低減事業活動又は、同計画2（3）の特定環境負荷低減事業活動を行おうとする者とする。

第3 実施計画の作成

実施計画の認定を受けようとする者が作成する実施計画は、別記様式第1号または第2号によるものとする。

第4 実施計画の申請

- 1 実施計画の認定を受けようとする者は、実施計画その他必要な書類を添付した認定申請書（別記様式第3号または第4号）を作成し、環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行おうとする地域の農と緑の総合事務所長（以下「総合事務所長」という。）へ提出する。
- 2 申請者から申請書を受理した総合事務所長は、実施計画に対する意見書を付して知事へ提出（別記様式第5号）するものとする。

第5 実施計画の認定

- 1 知事は実施計画の認定審査に当たっては、法第19条第5項および法第21条第5項ならびに基本方針およびガイドラインの規定に基づき行うものとする。
- 2 申請のあった実施計画を適当と認める場合は、申請者に対し別記様式第6号または第7号により、第4による実施計画の申請に当たり経由した総合事務所長を通じて申請者及び当該市町村長にその旨を通知する。特定環境負荷低減事業活動

実施計画については関係市町村に対し別記様式第8号により、農林水産大臣に対し別記様式第9号（法第21条第3項第2号に掲げる措置（食品等の流通の合理化に限る。）に関する事項または同条第4項第2号に規定する補助金等交付財産の活用に関する事項が実施計画に記載されているものに限る。）により、それぞれこれを通知するものとする。

なお、認定しなかった場合にあつては、別記様式第10号により、認定をしなかった理由を明らかにした上で、実施計画の申請に当たり経由した総合事務所長を通じて申請者及び当該市町村長にその旨を通知するものとする。

第6 実施計画の変更

- 1 法第20条第1項または第22条第1項の規定に基づき認定を受けた者が実施計画を変更しようとするときは、変更申請書（別記様式第11号）を第4の手続き準じて提出するものとする。

変更申請書には、規則第9条または第14条の規定に基づき、変更後の実施計画および変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第12号）その他必要な書類を添付するものとする。

- 2 実施計画の変更の認定審査の手続きについては、第5の手続きを準用する。
- 3 法第20条第2項または第22条第2項の規定に基づき、認定を受けた者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第13号により、届け出るものとする。

第7 認定の取消し

- 1 知事は、認定を受けた実施計画に従って環境負荷低減事業活動または特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには、法第20条第3項または第22条第3項の規定により、当該実施計画の認定を取り消すことができる。
- 2 認定を取り消したときは、農業者に認定取消通知書（別紙様式第14号）を交付する。

第8 実施状況報告

- 1 農業者は、次のいずれかの場合に実施計画の実施状況報告書（別記様式第15号、ただし実施計画を再申請する場合は別記様式第3号によることができる）を作成し、地域の総合事務所長へ提出する。

なお、ガイドライン第4の6の認定計画のフォローアップについては、地域の総合事務所が当該者に対する聞き取り等を通じて行うものとし、実施計画に基づき事業活動を行っていないと認められる場合は、二の報告を求めるものとする。

- 一 実施計画の認定期間が終了する場合
 - 二 知事から実施状況について報告を求められた場合
- 2 実施状況報告書を受理した総合事務所長は、知事に進達する。

第9 支援

総合事務所長は、市町村長及び生産者団体等と協力し、実施計画認定者が実施計画を達成するために必要な助言・指導等に努めるものとする。

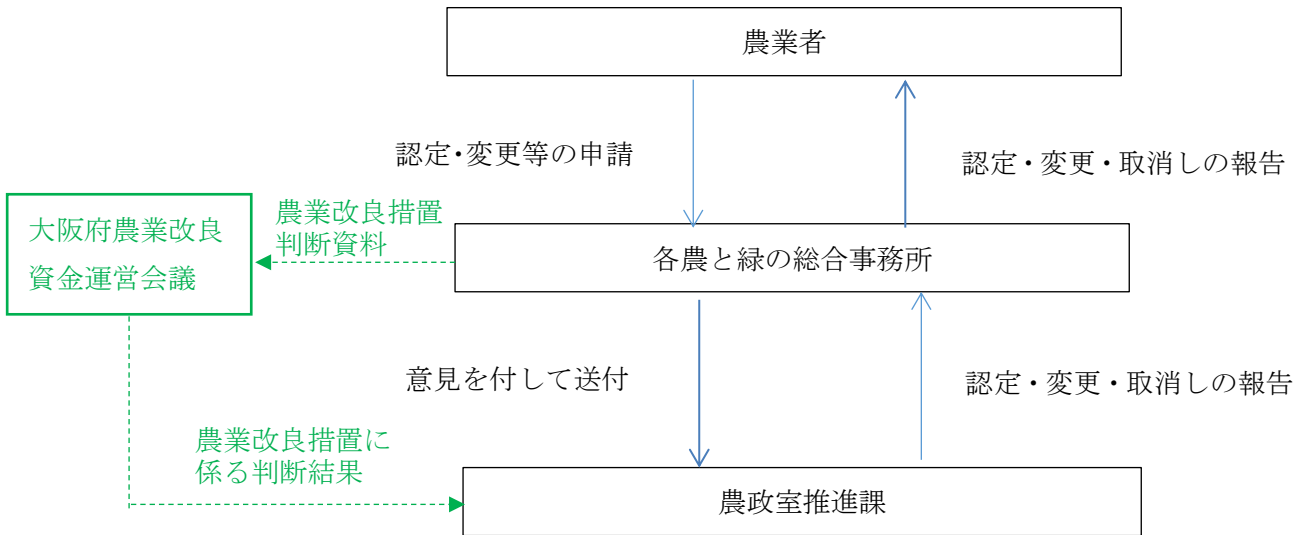
附則：この要領は令和5年4月1日から施行する。

令和7年3月6日 一部改正。

令和8年3月10日 一部改正。

(参考)

計画認定等の流れ



※点線矢印は、実施計画（別記様式第1号または第2号）の認定申請にあたり、農業改良措置に関する事項を含むものとして、別表4の添付があった場合